

## 自己負担上限額表

階層区分		階層区分の基準		自己負担上限額(月額)【全認定者】		
				一般	重症※1	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護	生活保護世帯		0円	0円	0円
II	低所得Ⅰ	世帯の市町村民税が 均等割、所得割ともに 非課税	申請者又は成年患者本人の収入80万9千円以下	1,250円	1,250円	500円
III	低所得Ⅱ		申請者又は成年患者本人の収入80万9千円超	2,500円	2,500円	
IV	一般所得Ⅰ	世帯の市町村民税所得割額が71,000円未満		5,000円	2,500円	
V	一般所得Ⅱ	" 71,000円以上251,000円未満		10,000円	5,000円	
VI	上位所得	" 251,000円以上		15,000円	10,000円	
入院時の食事療養費				半額が自己負担		

- ・ 自己負担上限額に達するまでの小児慢性特定疾病にかかる医療費負担は2割負担です。
- ・ 受診した医療機関等での自己負担額をすべて合算した上で、自己負担上限額を適用します。
- ・ 患者と同じ医療保険上の世帯に指定難病を含む複数の受給者がいる場合は、「世帯で最も高い自己負担上限額」以上の負担が生じないよう、受給者には按分した自己負担上限額を設定します。
- ・ 血友病として認定を受けている場合、自己負担額は生じません。